

# 新型インフルエンザ等対策閣僚会議（第3回） （持ち回り開催）

日 時：令和2年3月26日（木）

議 題：

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」  
の一部改正について

資 料：

資料 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催に  
ついて」の一部改正について（案）

参考資料 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催  
について」の一部改正について（案）新旧対照表

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の一部改正について

令和2年3月26日  
新型インフルエンザ等  
対策閣僚会議  
決 定 案

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）の一部を次のように改正する。

- 1（2）中「30人」を「40人」に改める。
- 2（2）中「10人」を「20人」に改める。

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」  
新旧対照表(案)

(下線部は修正箇所)

改正案	現行
<p align="center">新型インフルエンザ等対策有識者会議 の開催について</p> <p>新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策有識者会議</p> <p>(1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づく意見。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。</p> <p>(2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員 <u>40 人</u>以内をもって構成する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理（以下「長代理」という。）を指名する。</p>	<p align="center">新型インフルエンザ等対策有識者会議 の開催について</p> <p>新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策有識者会議</p> <p>(1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。</p> <p>①新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づく意見。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。</p> <p>(2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員 <u>30 人</u>以内をもって構成する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理（以下「長代理」という。）を指名する。</p>

(4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

## 2 基本的対処方針等諮問委員会

(1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。

① 法第18条第4項に基づく意見。

② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。

(2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め 20人以内とする。

(3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。

(4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。

(5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるいとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもか

(4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

## 2 基本的対処方針等諮問委員会

(1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。

① 法第18条第4項に基づく意見。

② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。

(2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め 10人以内とする。

(3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。

(4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。

(5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるいとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもか

かわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。

(6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

### 3 分科会

(1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項(医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。)

(2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。

(3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。

(4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。

(5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することがで

かわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。

(6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

### 3 分科会

(1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項(医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。)

(2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。

(3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。

(4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。

(5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することがで

<p>きる。</p> <p>4 構成員の参集 内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。</p> <p>5 関係行政機関の責務 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。</p> <p>6 意見の開陳等 有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。</p> <p>7 庶務 有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。</p> <p>8 その他 1 から 7 までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が</p>	<p>きる。</p> <p>4 構成員の参集 内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。</p> <p>5 関係行政機関の責務 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。</p> <p>6 意見の開陳等 有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。</p> <p>7 庶務 有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。</p> <p>8 その他 1 から 7 までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が</p>
--	--

定める。

定める。